

2023年5月31日  
ミズノスポーツサービス株式会社  
代表取締役社長  
薬師寺 洋彰

## ミズノスポーツサービス株式会社 元契約社員による金銭の着服について

この度、川西市市民体育館・市民運動場（兵庫県川西市）（以下「本件施設」といいます。）の指定管理者である川西市スポーツ・ウェルネス株式会社（代表企業：ミズノ株式会社）より運営業務を受託しているミズノスポーツサービス株式会社の社員（以下「本件社員」といいます。）が本件施設の施設使用料等を着服したことが判明しました。

まずは、川西市市民の皆さま、関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

当社の調査により、2023年1月29日から4月4日にかけて、本件社員が、本件施設の予約状況の改ざん・レジのマイナス操作等を行い、レジから14回に渡って合計231,600円の現金を着服した事実が判明しました。また、当該着服金全額については当社が既に本件社員より返金を受けているところ、その内の施設使用料に当たる204,700円<sup>i</sup>は市に返還済みです。なお、本件社員については、5月11日付で懲戒解雇処分といたしました。

当社は、再発防止策として、予約台帳・レジの精算は決められた時間に複数の従業員で作業を行うこと、レジの精算は責任者が確認しレシートはすべて保管を行うこと、レジ操作の確認ができるように監視カメラを設置すること等を実施し、このような不祥事を二度と起こさないように徹底する所存です。

これまでも弊社では、法令順守の徹底に努めてまいりましたが、このような不祥事が発生したことを厳粛に受け止め、今後の管理体制を改善するとともに、改めてコンプライアンス教育を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】  
ミズノお客様相談センター  
0120-320-799

---

<sup>i</sup> 差額の26,900円はミズノ株式会社の自主事業による収入であるため、市への返還対象には含まれていません。